

懲戒処分等の公表基準

新潟市長が懲戒処分等を行った場合は、下記の基準によりその内容を公表することとする。

1 公表対象

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）について公表する。
- (2) 地方公務員法に基づく職務に関連する懲戒処分事案により行われる管理監督責任処分については、行政上の措置（訓告等）も原則公表する。
- (3) 地方公務員法に基づく刑事事件で起訴された場合の分限休職処分について公表する。

2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表することとする。

また、懲戒免職処分を行った場合は、職員の所属、氏名も公表し、それ以外の懲戒処分で社会的影響が大きい場合（収賄、横領、飲酒運転による交通事故等）も、職員の所属、氏名を公表することがある。

3 公表対象の例外

被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないこととする。

4 公表時期

懲戒処分等を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとする。

5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

6 その他

懲戒処分の対象となり得る非違行為を行った職員が、地方公務員法第16条第1号の欠格事由に該当（禁錮以上の刑が確定）したため、懲戒処分を受ける前に失職した場合において、当該事案に係る社会的影響が特に大きいと認められる場合には、失職者の氏名、所属、役職段階、年齢、判決内容、失職年月日、事案概要を公表する。

附則

この基準は、平成17年1月4日以降に行った懲戒処分等について適用する。

附則

この基準は、令和4年4月1日以降に行った懲戒処分等について適用する。